

学校における働き方改革 アクション・プラン

平成30年6月14日

【平成31年3月26日一部改正】

【令和元年9月26日一部改正】

【令和2年3月27日一部改正】

【令和3年4月28日一部改正】

長沼町教育委員会

目 次

I	はじめに	P. 1
1	働き方改革に関する国・道の動き	P. 1
2	アクション・プランの性格	P. 2
3	取組の方向性	P. 2
4	教育委員会及び学校の役割	P. 3
5	アクション・プランの目標及び期間	P. 3
II	本来担うべき業務に専念できる環境の整備	P. 4
1	「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進	P. 4
2	ICTの活用や校務支援システムの活用促進	P. 4
3	地域との協働による学校を応援・支援する体制づくりの推進	P. 5
4	学校給食及びその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減	P. 5
III	部活動指導にかかわる負担の軽減	P. 5
1	部活動休養日等の完全実施	P. 6
2	外部指導者の活用	P. 6
3	複数顧問の効果的な活用	P. 7
IV	勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	P. 7
1	ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進	P. 7
2	人事評価制度等を活用した意識改革の促進	P. 7
3	長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定	P. 8
4	在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの実施	P. 8
5	留守番電話やメールによる連絡対応等	P. 9
6	管理職員のマネジメント研修等の実施	P. 9
7	主幹教諭の配置の推進	P. 9
8	事務機能の強化・業務の効率化	P. 10
9	民間ノウハウの活用	P. 10
V	教育委員会による学校サポート体制の充実	P. 10
1	調査業務の見直し	P. 10
2	勤務管理に関する各制度の利用の徹底	P. 10
3	適正な勤務時間の設定	P. 10
4	メンタルヘルス対策の推進	P. 11
5	教育課程の編成・実施に関する指導助言	P. 11
6	若手教員への支援	P. 11
7	学校行事の精選・見直し	P. 12
8	保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進	P. 12

VI	その他の取組	P. 12
1	業務の見直し	P. 12
VII	町立学校の教育職員の在校等時間の上限について	P. 12
1	対象者の範囲	P. 13
2	業務を行う時間の上限	P. 13
3	町教委が行う措置	P. 14
4	留意事項	P. 15
VIII	おわりに	P. 16

I はじめに

現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校現場が直面する課題も多種多様であり、教員は様々な教育課題への対応が求められています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、小学校で2割、中学校で4割の教諭が週60時間以上勤務しているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が健康でやりがいを持って働くことができる環境を整え、子供たちと向き合う時間を確保することは大変重要であり、教員の負担を軽減する取り組みの実行が求められています。

こうしたことから、長沼町教育委員会（以下「町教委」という。）では、学校現場の業務改善に向けた取り組みに関して、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）の取り組みを参考にしながら、協議を進めてきました。

本プランでは、この協議を踏まえ、町教委と学校が取り組んで行く必要がある事項を整理しました。

1 働き方改革に関する国・道の動き

- (1) 平成29年6月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- (2) 平成29年8月 「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- (3) 平成29年10月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」（案）』の作成に着手（道教委）
- (4) 平成29年12月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- (5) 平成29年12月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- (6) 平成30年2月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」（案）』を公表（道教委）
- (7) 平成30年3月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン』』を策定（道教委）
- (8) 平成31年1月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中教審）
- (9) 平成31年1月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）

- (10) 平成31年 3月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」』
一部改正（道教委）
- (11) 平成31年 3月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について
（通知）」（文部科学省）
- (12) 令和元年 7月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」』
一部改正（道教委）
- (13) 令和元年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- (14) 令和 2年 1月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育
職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び
福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令
和 2年文部科学省告示第 1号、以下「国指針」という。）
（文部科学省）
- (15) 令和 2年 3月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」』
一部改正（道教委）
- (16) 令和 2年12月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- (17) 令和 3年 3月 『学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」』
（第 2期）策定（道教委）

2 アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、国指針第 4 の(1)に基づく、教育職員の在校等時間の上限等
に関する方針として、長沼町立学校管理規則第 18 条の 2 に基づき、教育
職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るた
めに必要な事項を定めるものです。
- (2) 加えて本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、町教
委が策定するものです。
- (3) 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況を見
極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の
生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供

たちに対して効果的な教育活動を行い、教員の質を高めるという働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行します。

- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、長沼町、更には各家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子供たちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- ① 本町の町立学校における働き方改革を進めるための計画や、学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めます。
- ② 本町の町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。

(2) 学校の役割

- ① 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進します。
- ② 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。

5 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を、成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、取組期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

- ※1 「在校等時間」は、Ⅶの2の(1)と同一。
- ※2 「所定の勤務時間」は、Ⅶの2の(2)と同一。
- ※3 「目標」に掲げる上限時間は、Ⅶの2の(2)と同一。
- ※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、Ⅶの2の(3)に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校にお

ける働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

働き方改革を進めるため、令和5年度末に目指す指標

- | | |
|---------------------------------|------|
| ① 部活動休養日を完全実施（年間113日）している部活動の割合 | 100% |
| ② 変形労働時間制を活用している学校の割合 | 100% |
| ③ 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | 100% |
| ④ 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | 100% |

Ⅱ 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

(1) 現在の取組

- ① 免許外教科担任の解消に向けた非常勤講師の派遣や、各種教育職員定数加配を北海道教育委員会に要望し、配置しています。
- ② 道教委が実施する事業を活用し、スクールカウンセラーを配置しています。
- ③ 各町立学校に授業補助として、学習支援員を配置しています。また、小学校の特別支援学級における生活支援として、介助員を配置しています。

(2) 今後の検討課題

- ① 美術科、家庭科及び技術科の免許外教科担任の負担を軽減するために、引き続き各種教職員定数加配や学習支援員の充実に努めます。
- ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、部活動指導員等の専門スタッフの派遣や配置について、積極的に活用します。

2 ICTの活用や校務支援システムの活用促進

(1) 現在の取組

- ① 教育職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。
- ② 各町立学校に校務支援システムを導入し、教育職員の事務負担の軽減を図っています。

(2) 今後の検討課題

- ① 校務支援システムの活用促進を図るため、教職員定数加配制度を活用した専門的な人材の配置を引き続き要請します。
- ② 校務支援システムの利用促進を図るため、システム契約業者による操作等に関する研修の充実に努めます。
- ③ 道教委が行う校種に応じた教材や資料等の支援を積極的に活用する。

【小学校】

各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例等、特に外国語活動の導入や教科化、小学校プログラミング教育の実施に向けて、文部科学省が作成した教室用デジタル教材や、教員用指導書、学習指導案、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材等

【中学校】

各教科等の学習指導案や活用した教材、実践例

3 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくりの推進

(1) 現在の取組

コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

(2) 今後の検討課題

先進的な自治体の実践事例等を参考にしながら、保護者や地域住民が学校運営に参画する体制づくりを整備し、学校を核とした地域づくりの推進を図ります。

4 学校給食及びその他の学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

(1) 現在の取組

- ① 給食費滞納者対応は、町教委事務職員で実施しています。
- ② その他教材費等の徴収等事務は、大きな負担とはなっていません。

(2) 今後の検討課題

- ① 教育職員の業務としないよう、給食費の公会計化について調査・検討します。
- ② 就学援助給与費の一部について、学校への直接払いを検討します。

Ⅲ 部活動指導にかかわる負担の軽減

1 部活動休養日等の完全実施

(1) 現在の取組

- ① 週当たり2日以上の休養日を設けています（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、可能な限り日曜日を休養日としています。）。
- ② テスト期間前や職員会議日の部活動を休止しています（定期テスト3日前）。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

部活動休養日

① 部活動休養日の実施

ア 毎週2日以上は、休養日を実施する（年間52日以上）

イ 学校閉庁日は、部活動休養日とする（夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日）

ウ 上記を基本に休養日を実施する

〔52週/年×2日/週で104日/年、学校閉庁日で9日＝113日/年〕

※1 休養日には、朝練習を行わないこと。学校では、自主練習を行わないこと。

※2 大会やコンクール等のため土日及び祝日の活動を行った場合は、代替えの休養日を実施すること。

② 部活動の活動時間

ア 平日は、2時間程度で終了する（生徒の最終下校時刻を設定）

イ 土日祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、3時間程度で終了する

※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※4 中体連が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して、1か月以内の期間の場合

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「部活動の在り方に関する方針（平成31年2月長沼町教育委員会策定）」による。

2 外部指導者の活用

(1) 現在の取組

部活動の充実と技術指導面や精神面における教育職員の負担軽減を図るため、外部指導者に協力をいただいています。

(2) 今後の検討課題

各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3 複数顧問の効果的な活用

(1) 現在の取組

一人の教育職員に過度な負担がかからないよう、できるだけ複数顧問を配置しています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

IV 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1 ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進

(1) 現在の取組

教育職員に対して、勤務時間について改めて意識を持って勤務するよう、意識啓発を図っています。

(2) 今後の検討課題

① 月2回以上の「定時退勤日」を設定します。

例)「家庭の日」(給与・手当支給日)、「健康管理の日」(毎週水曜日)

② 退庁時間(午後8時)を設定します。

2 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

(1) 現在の取組

働き方改革に向けた取組状況を、管理職員の人事評価に反映しています。

(2) 今後の検討課題

① 各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標を設定することとします。

② 教育職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、

全職員で取組むことや目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取組むこととします。

3 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

(1) 現在の取組

試行として、各学校が長期休業期間中に一定期間（年間9日間以上）の学校閉庁日を設定し、教育職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整えています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

「学校閉庁日」の試行について

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

② 設定期間

ア 夏季休業期間中においては、8月15日前後において学校の実情に応じて設定する

イ 冬季休業期間中においては、年末年始に合わせて連続した学校閉庁日となるよう学校の実情に応じて設定する

③ 服務上の取扱等

ア 年休、夏休、振替等

イ 休暇取得を強制しない

ウ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要

エ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

あらかじめ、各学校から保護者へお知らせする。

4 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの実施

(1) 現在の取組

一部の学校において、試行として、勤務時間を客観的に把握し集計できる校務支援システムを活用し、時間外勤務縮減に努めています。

(2) 今後の検討課題

- ① 校務支援システムを活用した在校している時間の把握を、引き続き実施します。
- ② 各学校においては、在校時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めます。

5 留守番電話やメールによる連絡対応等

(1) 現在の取組

留守番電話の設置や、メールによる連絡対応等はありません。

(2) 今後の検討課題

緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置や、メールによる連絡対応等の体制整備について、今後検討を進めます。

6 管理職員のマネジメント研修等の実施

(1) 現在の取組

- ① 空知教育センターで開催している管理職員のための「学校経営講座」に参加しています。
- ② 職員朝会や会議の縮減、各種会議等のペーパーレス化を促進しています。
- ③ 様々な機会を通じて、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を促進しています。

(2) 今後の検討課題

道教委等が実施する、各種管理職員研修に参加し、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を通じて、意識改革と実践力の向上を図ります。

7 主幹教諭の配置の推進

(1) 現在の取組

校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、各学校に主幹教諭を各1名配置しています。

(2) 今後の検討課題

引き続き、各学校に主幹教諭の配置を推進します。

8 事務機能の強化・業務の効率化

(1) 現在の取組

- ① 事務職員と連携を図り、効率的な事務を行っています。
- ② 各学校に、町単独で事務補助員を配置しています。

(2) 今後の検討課題

- ① 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。
- ② 引き続き、各学校に、町単独で事務補助員を配置し、業務内容の見直しを検討します。

9 民間ノウハウの活用

(1) 現在の取組

特に行っていません。

(2) 今後の検討課題

道教委で集約した民間の業務改善のノウハウを参考に、校長の知見を踏まえた具体的な業務改善に取り組めます。

V 教育委員会による学校サポート体制の充実

1 調査業務の見直し

(1) 現在の取組

空知教育局等から発信された書類（電子データ）を、ある程度精査して送信しています。

(2) 今後の検討課題

学校に送信する書類（電子データ）を精査し、縮減に努めます。

2 勤務管理に関する各制度の利用の徹底

(1) 現在の取組

週休日の振替や変形労働時間制度、勤務のスライドを活用しています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

3 適正な勤務時間の設定

(1) 現在の取組

各町立学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導しています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

4 メンタルヘルス対策の推進

(1) 現在の取組

ストレスチェックを実施し、高ストレス者として判定が出た教育職員の中で希望する者には専門医（精神科医）による面接を行っています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

5 教育課程の編成・実施に関する指導助言

(1) 現在の取組

各町立学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教育職員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教育職員の働き方改革に十分配慮するよう指導しています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

6 若手教員への支援

(1) 現在の取組

各学校において、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に生かすとともに、若手教員が一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、管理職員等がそれをいち早く把握し、すぐに声掛け等を行って、学校内外のリソースやネットワークを生かして優れた教材や指導案等の様々な

蓄積を共有して支援するなど、若手教員が孤立することがないようにしています。

(2) 今後の検討課題

現在の取組を継続します。

7 学校行事の精選・見直し

(1) 現在の取組

学校毎に、様々な行事の精選や内容の見直しを行っています。

(2) 今後の検討課題

今後、文部科学省や北海道教育委員会が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組をさらに推進するよう、学校長に促します。

8 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

(1) 現在の取組

「学校だより」を毎月発行しています。

(2) 今後の検討課題

教育職員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。

VI その他の取組

1 業務の見直し

(1) 現在の取組

時間外勤務となる要因について、教育職員の業務全般の洗い出しはしていません。

(2) 今後の検討課題

教育職員の全業務を洗い出し、①教師でなければできないこと、②外部機関や他の者でできること、③削減できることに業務を仕分けし、どのような方法で働き方を変化させることができるか検討します。

VII 町立学校の教育職員の在校等時間の上限について

「超勤4項目」以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされていますが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務

が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定めます。

【町教委の取組】

- ・ 町教委は、次に定める勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進めます。

【町立学校の取組】

- ・ 各町立学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とします。

1 対象者の範囲

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員を対象とします。

2 業務を行う時間の上限

(1) 勤務時間の考え方

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するため、職育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とします。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる①及び②の時間を加え、③及び④の時間を除いた時間を在校等時間とします。ただし、③については、当該教育職員の申告に基づくものとします。

- ① 校外において職務として行う研修への参加や、児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として町教委が外形的に把握する時間
- ② 町教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために

行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

④ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

① 1日の在校等時間から、所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。） 45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）

② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記(2)にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととします。

① 1か月時間外在校等時間 100時間未満

② 1年間時間外在校等時間 720時間

③ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）を超える月数 6月

④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

3 町教委が行う措置

(1) 町教委は、教育職員が在校している時間は、ICカードなどICTの活用により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測するよう努めます。

また、計測の結果は、公務災害が発生した場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行います。

(2) 町教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守

します。

- (3) 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意します。
- ① 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保します。
 - ② 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施します。
 - ③ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含めて、その取得を促進します。
 - ④ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
 - ⑤ 必要に応じて、学校医等による助言・指導を受け、又は教育職員に学校医等による保健指導を受けさせます。
- (4) 町教委は、各町立学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施します。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うよう努めます。
- (5) 町教委は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本アクション・プランを周知するよう努めます。
- (6) 町教委は、既存の調査等を活用しつつ、適宜、各町立学校の取組の状況を把握し、公表するよう努めます。

4 留意事項

- (1) アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (2) 教育職員の在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (3) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守す

ることのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければなりません。仮に、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとします。

Ⅷ おわりに

教育職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子供たちの教育に携わる全ての関係者がこうした実態を共有し、改革に向けて取組むことが求められています。町教委としましては、本稿で整理した事項のうち、できることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係部署等と協議の上、具体化します。

また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組を推進します。